

十和田市子どもの貧困対策推進計画（素案）に対するパブリックコメントについて

意見の募集期間 令和5年1月20日～2月10日

意見の提出者数 1名（こども支援課へのメールによる提出）

番号	意見等	市の意見
1	P20～22について ●給食費が払えないことがあった家庭、家族が必要な食料や衣類を買えないことがあった家庭があわせて13～20%近くいるようですが、まずは、十和田市全体の給食費の無償化または困窮家庭、周辺家庭に対する無償化を考えて欲しい。（給食だけが十分な栄養源である子どもも実際にいます）	学校給食費については、学校給食法において、児童・生徒の保護者が負担することと規定されておりますが、当市の市立小・中学校においては、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒を対象に学校給食費の無償化を実施しています。学校給食費を就学援助費として保護者に支給するのではなく、市が保護者に代わり負担する形となっております。
	●フードバンク事業や子どもの衣類や靴などのおさがり支援の仕組み化を望みます（民間や社協との連携しながらでも）。	フードバンク事業については既に十和田市社会福祉協議会の方で実施されており、また子どもの衣類や靴などのおさがり支援についても令和5年度からの実施を検討中とのことです。市としても施策の推進のため、今後の参考とさせていただきます。
	●子ども学習支援事業や居場所について、「知らなかった」という家庭が多く、困窮家庭や周辺家庭への事業の周知徹底をお願いしたい。	これまで事業の周知については、十和田市ホームページ及び広報とわだ、ひとり親家庭向け事業案内チラシへの掲載により周知を図っていましたが、今後は更に周知に力を入れたいと考えています。
2	P40の就学援助事業について ●学用品、通学用品費、修学旅行費等とありますが、部活動にかかる費用についての援助はありますか？部活のユニフォーム代などの用品費や部費が高いのでやりたい部活をあきらめている生徒も実際おります。どの子も同じように、やりたい部活ができるような配慮もお願いしたい。	部活動は教育活動の一環であるものの教育課程外の位置付けとなっており、また、部活動への加入は必須ではなく、種目ごとに個々に準備する用具は異なることから、部活動に係る費用の支援は実施しておりませんが、教育課程の活動において個々に準備が必要な学用品費等については、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒を対象に支援を行っております。
3	P41学校運営協議会制度の推進について 従来の学校評議員の延長線のようなことではなく、学校サポーターや、キャリア教育事業など、学校と地域がうまくつながっている学校、そうでない学校があるように思うので、十和田市全体でコミュニティスクール（学校運営協議会）の実践のための話し合いや交流会などで、情報共有する場面が必要だと思っています。子どもたちと地域がどのように関わっていけばいいのかを、子どもの意見も聞きながら、進めていて欲しいと思っています。 例えば、文科省のHPにあるような、「地域みんなで子どもたちの未来を考えるワークショップ」をやってみるのもいいと思います。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/01/25/1366266_01.pdf	当市では、学区における「地域ぐるみでの学校教育への支援体制」の活性化と教育効果のさらなる充実を図ることをねらいに、平成28年度から平成30年度までの3年間、洞内小学校、松陽小学校、大深内中学校の3校をモデル校として学校運営協議会を設置しました。その成果を参考にして、順次、設置校を拡充し、令和4年度からは市立全小・中学校において学校運営協議会を設置しています。 各校の学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、地域や子どもの実態を踏まえて、学校運営について意見を述べたりしていますが、各校の取組を情報共有する機会をもつまでには至っておりません。今後、各校の学校運営協議会に、よりよい情報共有の在り方について諮りながら、協議会制度を推進していきたいと思っています。

<p>4</p>	<p>P45～46子どもの見守り支援事業に関して</p> <p>子どもが、信頼できる大人に出会い、困ったことがあった時に「助けて」と言える関係性のある子どもの居場所が必要であると思っています。しかし、十和田市には子どもの居場所と呼べるものがほとんどありません。『十和田子ども食堂実行委員』さんは頑張ってくれていますが、今現在は、食べ物を車で取りにいける家庭の方としか出会えない状況で、子どもが自分の足で歩いて行ける場所に、安心して居場所はないのが実情です。</p> <p>私のところでも、小学校校庭での放課後プレーパークを6月から10月まで週に一回やっております。普段は自宅を開放して、近所の子どもたちがいつでも来られるように、小さく子どもの居場所をやっておりますが、自宅ということもあり、大きく宣伝して「ここが子どもの居場所です」とは言っていない状況です。この春から、集会所で週に一回、「放課後の子ども達の居場所です」と言える形にしたいと思っています。</p> <p>例えば、居場所と言えそうなところを居場所として登録してもらい、居場所マップを作って欲しいと思っています。</p> <p>十和田市には児童館もなく、学童保育や、有料の放課後デイサービスなどに預けられていない子ども達が放課後や休日、安心して過ごせる場所はありません。小さなお子さんから、中高生までが放課後や休日を自由に、安心して過ごせる居場所をまずはつくる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(例えば、石巻にある『子どもセンターらいつ』は、児童館を作る段階から子どもたちがこんな居場所が欲しいと意見を出し合い、作った児童館です。子どもセンターの運営には、教育委員会、NPO,街づくり関係団体、社会福祉協議会、商店街、それに子ども委員五名が加わり、子どもたちがやりたいことを実現していています。そのようなやり方で、子どもの意見を聞きながら作る居場所をつくって欲しいと思っています。※『子どもセンターらいつ』を検索してみてください)</p>	<p>子どもの見守り支援事業は「支援の必要な子どもを見守ることにより児童虐待などの早期発見・早期対応」を主目的とした事業となっております。子どもの居場所づくりに関する事業につきましては、P42～43「1.5地域における学習支援と子どもたちの健全育成活動の活性化」に掲げられた事業が該当します。</p> <p>それらの事業では、放課後の家庭に保護者のいない子どもを対象とした学童保育から、地域の方との交流を図りながら行う地域学習など、幅広い生涯学習への参加を促すことにより子どもの学びや居場所づくりを支援しています。</p> <p>居場所と言えそうなところを居場所として登録してもらい居場所マップを作って欲しいというご意見につきましては、当市では居場所と言える場所が少ないため、まずは青森県社会福祉協議会が行っている「みんなの居場所」への登録を促したいと考えております。</p> <p>なお、子どもがいつでも行ける、自由に行ける、安心して過ごせる場所を作って欲しい、というご意見につきましては、施策の推進のため、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>5</p>	<p>ヤングケアラーについて</p> <p>十和田市にも、HPを見ますと、子ども家庭相談事業のなかに、ヤングケアラーに対する厚生労働省の資料は見られますが、実際に、ヤングケアラーに対する認知は進んでいないように思います。</p> <p>ヤングケアラーも、必要な支援を、お金がないために受けられていないなど、貧困の要素が色濃く関わっていると思います。家族の世話をするのは当たり前だと思っている子が、自分ももしかしたらヤングケアラーなのかもしれなと気づくことが第一歩であると思いますので、まずは、厚生労働省の資料を、各家庭に配布してはいかがでしょうか？そのうえで、相談窓口を紹介し、困っている子が、困っているのだと声をあげられるようにしてあげてください。</p>	<p>ヤングケアラーにつきましては、市内小学校へのポスター掲示、市内中学生の保護者へのリーフレット配布や広報とわだへの掲載等、周知に努めておりますが、当事者や周囲への周知はまだまだ進んでいない状況にあると認識しております。</p> <p>ヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがありますので、市民一人ひとりがヤングケアラーに関心を持ち、子どもの心や身体の不調に気づいてあげられるよう、継続して情報の発信をしてまいりたいと考えております。</p>